

新倉敷ピーチクリニックは

在宅医療を行う在宅療養支援診療所です。

往診・訪問診療を行っております。

TEL:086-525-0840(タシマ、ヤ8、シ4、マ0) FAX:086-525-8408

在宅医療・最新医療についての豊富な知識と多様な経験を生かし、

- ◆ ご病気、ご高齢、認知症などのため、医療機関へ自力で通院することが困難となった方。
- ◆ ご家族による通院の手助けが困難な状態の方。
- ◆ 病院から退院した後も引き続き、ご自宅での治療、処置、健康管理を必要とされる方。

以上のような方が、ご自宅で医療・福祉サービスを受けることによって安心して生活できますよう出来る限りのご支援をさせていただきます。そのために、他の医療機関・訪問看護ステーションをはじめ、地域のケアマネジャー・薬局・介護・福祉関係者など在宅療養にかかわる院外スタッフとの連携を円滑に進めます。

有料老人ホーム・ケアハウス・小規模多機能施設・グループホームへの訪問診療も可能です。

対応可能な医療処置・管理・病状

各種点滴・注射・胃瘻栄養・経管栄養・膀胱留置カテーテル・在宅酸素療法・床ずれ管理等。高血圧・糖尿病などの慢性疾患・脳卒中後遺症をはじめ、在宅療養が可能な循環器・呼吸器疾患に対応できます。

在宅診療の流れ

連絡をいただいた後、ご家族もしくは在宅療養スタッフの方に患者様の病状を説明していただき、さらに一度往診をさせていただき、病態を把握したうえで訪問診療計画を組み立てます。

その後、訪問診療計画に従って午後在宅医療専用時間帯にご自宅へ月2~8回程度計画的に訪問し、治療やお薬の処方等を行い、治療と健康管理をさせていただきます。お薬は訪問診療時に医師がお届けします。具合が急に悪くなられた時には、かかりつけ医として緊急対応させていただきます。また入院可能な提携病院の協力のもと、24時間365日、ご自宅での治療と療養をサポートさせていただきます。また、介護保険を利用した療養上のアドバイスや費用負担のついてもご相談も随時承ります。電話相談も遠慮なくして下さい。

ご連絡・ご相談



お電話、もしくは受付にてお気軽に相談してください。係ないし医師が訪問診療等について詳しくご説明させていただきます。

在宅療養中の方



ご自宅での打合せ (初回往診)

医師が一度往診、訪問の上、患者様の状態を把握したうえで訪問診療計画を立てる資料を作成し、費用・健康保険・介護保険等についての説明を行います。

入院中の方



病院などでの打合せ (初回訪問)



環境整備支援チームの編成
症状や障害に合った療養環境整備をお手伝いします。



退院(初回往診)
退院直後に往診の上、患者の状態を再確認させていただきます。



初回訪問診療

医師・看護師が訪問し、症状・状況にあった療養環境整備の手伝いをします。診療計画の説明、実際の治療・療養を医師が中心となって行います。



在宅療養サポート開始

最低、2週間に1回定期的に訪問をいたします。



お薬の処方について

基本的には、訪問診療時に院内処方薬をお届けいたします。かかりつけの薬局等での処方を希望される方には院外処方箋をお届けいたしますので、処方箋をお持ち頂きお薬をもらうこともできます。また、お薬を取りに行くことや服薬管理等が困難な方に対しては、院外薬局薬剤師がご自宅まで薬を配達し訪問服薬指導も可能ですのでご相談ください。

介護保険について

居宅療養管理指導（介護相談）など、在宅での介護保険の利用などについてもご相談を承っております。また、ご担当のケアマネジャーなどとも連携をとり、療養生活をサポートさせていただきます。ご担当がいない場合は、そのサポートもいたします。

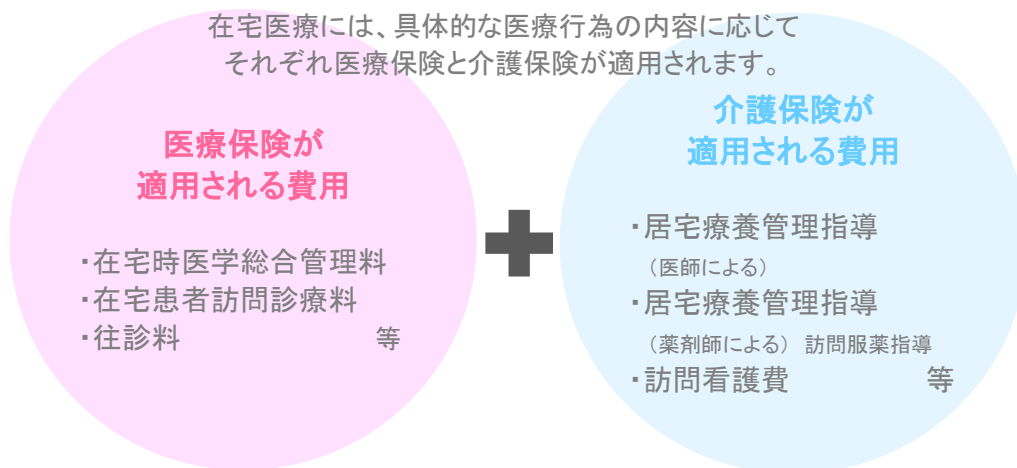
本人様・ご家族だけでなく在宅療養に関わるスタッフの方からのお問い合わせもお待ちしております。

対象範囲

倉敷市玉島地区（船穂、長尾、爪崎、八島、道口、道越、富、陶、穂井田、服部、阿賀崎、柏島、乙島、上成など）
矢掛町南部（横谷、南山田など）、金光町東部（上竹、下竹など）、真備町南部（上二万など）
当院から車で約20分程度の範囲が目安ですが、詳細はご相談下さい。

在宅医療費

※ひと月ごとに、月末に会計をさせていただきます。



在宅時医学総管理料

1ヶ月間、患者様とご家族の方が安心してご家庭で過ごせますようまた患者様に療養していただくために、クリニックが医療・療養計画を考えさせていただき、医学的管理及び夜間や緊急時の対応体制など月間の診療体制に対する費用です。簡単な床づれなどの処置費用等も含まれます。

	1割負担の方	3割負担の方
院外処方箋を交付する場合 ※お薬代が別途かかります。	4,200円／月に1回	12,600円／月に1回
院外処方箋を交付しない場合（当院） ※お薬代も含まれます。	4,500円／月に1回	13,500円／月に1回

在宅患者訪問診療料

在宅で療養中の患者様を計画的に訪問し治療を行ったことに対する費用です。

	1割負担の方	3割負担の方
	830円／1回につき	2,490円／1回につき

往診料

患者様またはご家族の方から依頼を受け行った診療に対する費用です。診察には再診料なども加算されることとなります。また、緊急時や夜間・深夜などに応じて別途加算があります。

	1割負担の方	3割負担の方
	650円／1回につき	1,950円／1回につき

例)ご自宅で月に2回医師による訪問診療を受け、お薬をもらっている方の場合。

※医療保険1割負担および介護保険適用後のお値段です。

- ・在宅時医学総合管理料 ……4,500点
➡ 医療保険1割負担適用 4,500円
- ・在宅患者訪問診療料 …… $830 \times 2回 = 1,660$ 点
➡ 医療保険1割負担適用 1,660円
- ・居宅療養管理指導費 …… $290単位 \times 2回 = 580$ 単位
(医師による)(当院は未算定) ➡ 介護保険1割負担適用 (580円)

1ヵ月あたり合計 6,160円

■高額医療費・高額療養費の払い戻し制度について

診療費が自己負担限度額を超えますと、申請すれば超えた分が払い戻される制度があります。

■負担金の限度額について

在宅医療を受けておられる患者様で後期高齢者医療・高齢受給者証をお持ちの場合は、自己負担金にそれぞれ限度額が設けられています。その金額を超えてお支払いを頂くことはありません。

	1割負担の方	3割負担の方
	12,000円	44,400円

(※低所得の認定を受けている方は8,000円となります。)

※低所得の認定に関しては、住民税が非課税世帯などの方が該当します。詳しくは市区町村の窓口又は社会保険事務所にお尋ねください。

※平成19年4月より老人医療証をお持ちでない方も、高額療養費の現物給付が開始となりました。月のご負担額がおおむね80,000円(1割の方)を超える方が対象となります。(手続き必要)

※上記は、あくまでも目安となります。その他、訪問看護・居宅療養管理指導費(薬剤師による)等が発生した場合や、特別な機器類の使用などを行った場合、緊急の往診等を行った場合は別途加算があります。具体的にかかる費用については、症状や保険の負担割合等によって異なりますので、詳しくは当院までお気軽にお問い合わせ下さい。